

入間市街路樹維持管理方針



令和8年8月

入間市 都市整備部 道路整備課

目 次

1. はじめに	1
入間市街路樹維持管理方針とは	1
2. 入間市における街路樹の現状と課題	2
I. 現状	2
II. 課題	2
3. 基本的な考え方	3
4. 適正な街路樹維持管理	3
(1) 危険を及ぼす可能性がある樹木	3
(2) 交通及び防犯上の支障がある樹木	3
(3) 生活環境・インフラ機能に悪影響がある樹木	4
(4) 植栽間隔が過密な樹木	4
5. 実施のプロセス	5
6. 伐採後の対応について	5
7. まとめ	6

1. はじめに

入間市街路樹維持管理方針とは

入間市では、昭和50年代から緑豊かなまちづくりを目指し、主に幹線市道の歩道に多くの街路樹を植樹してまいりました。

しかし、年月が経過した現在、街路樹の老木化や巨木化が進み、また樹木が密集することによる視界不良や、成長した根が歩道を押し上げる「根上がり」などの問題が生じており、さらに近年のゲリラ豪雨や台風等による倒木、枝折れのリスクも高まっております。

こうした課題に対応するため、今後の街路樹維持管理の基本的な考え方を「入間市街路樹維持管理方針」としてまとめ、街路樹の本来の目的である「良好な景観の形成」や「環境保全」の機能を温存しつつ、市民の皆様の安全・安心な生活環境を確保し、かつ将来にわたり持続可能な維持管理ができるよう策定するものです。

2. 入間市における街路樹の現状と課題

I 現状

本市では、幹線市道の歩道に植樹帯や植樹柵を設け、地域の景観や特性に配慮した多種多様な街路樹（ケヤキ、ハナミズキ、カエデ、イチョウ、ツツジなど）を植栽しております。

令和8年4月現在、その規模はケヤキやハナミズキなどの中高木が約2,600本、ツツジなどの低木が約13,000㎡にわたり植栽されており、主に業務委託による剪定や除草などの維持管理を実施しております。

II 課題

植栽から長い年月が経過した現在、以下のような課題が挙げられます。

・安全安心への影響

台風等による倒木や枝折れが生じる危険性が高まっています。

また、標識や信号機、街路灯に対する視認性（見通し）の阻害や、見通しの悪化による交通及び防犯上の支障が発生しております。

・生活環境への影響

落ち葉による排水溝の詰まり、家屋への枝葉の侵入、日照障害、根上がりによる歩行者転倒等の危険が発生しております。

その他、地下埋設物や架空線などのインフラ機能への支障が発生しております。

・維持管理コストへの影響

樹木の成長や過密な植栽による剪定や落ち葉清掃等の維持管理業務量の増加に加え、近年の物価高や人件費の高騰に伴う作業単価の上昇が重なり、維持管理にかかる経費が年々増大しております。

3. 基本的な考え方

前記の課題を解決するため、残すべき樹木は適切な管理を継続する一方で、安全や生活等に支障を生じさせる樹木については伐採や間引き等（以下「伐採等」という）を行います。

こうした維持管理を行うことで、【安全安心の確保】 【生活環境の改善】 【維持管理コストの縮減】の実現を目指します。

4. 適正な街路樹維持管理

以下のいずれかに該当し、剪定等の通常の維持管理では課題の解決が困難な場合、伐採等を実施します。

(1) 危険を及ぼす可能性がある樹木

- ・老木化や巨木化、病虫害、腐朽（木の腐れ）、空洞化などにより、倒木や枝折れの危険性が高い樹木。
- ・根上がりにより歩道等の舗装を破壊し、歩行者や車椅子の通行に危険を及ぼしている樹木。

(2) 交通及び防犯上の支障がある樹木

- ・交差点付近やカーブ等で視認性を阻害し、交通安全上問題がある樹木。
- ・標識、信号機、街路灯、防犯カメラ等の機能を阻害している樹木。



根上がりが起きた歩道



見通しの阻害

(3) 生活環境・インフラ機能に悪影響がある樹木

- ・ 枝葉が隣接する民家等に越境し、著しい日照障害や物理的な被害を与えている樹木。
- ・ 大量の落ち葉により、道路の集水桝（排水溝）の詰まりを頻発させ、冠水の原因となる樹木。
- ・ 地下埋設物（水道管、ガス管等）や架空線（電線等）に損害を与える恐れがある樹木。



集水桝の詰まり

(4) 植栽間隔が過密な樹木

- ・ 成長に伴い枝葉が交差するなど、植栽間隔が過密となっている樹木。
- ・ 森林や公園、緑地等に面し、沿道に豊富な緑があり、道路植栽と重複する樹木。



植栽間隔が過密

5. 実施のプロセス

適正な街路樹維持管理のために伐採等を実施する際は、以下の手順で進めます。

- ・ 現地調査の実施

市職員または専門家により、樹木の健全度や周辺環境への影響等を調査し、伐採等の計画を検討します。

- ・ 地元自治会等との協議

関係する自治会や町内会等に対し、事前に維持管理上の課題と取り組みの必要性を説明し、調整を図ります。

- ・ 周辺住民への周知

作業を実施する前に、現地の掲示板や市公式ホームページなどを通じて、周辺住民の皆様へ周知を行います。

6. 伐採等の後の対応について

- ・ 植え替え（更新）の考え方

伐採等の跡地への再植栽は、原則として行いません。ただし、シンボルロードなど景観上特に重要な路線において、安全な歩道幅員が確保できる場合に限り、維持管理が容易な樹種（低木等）への植え替えを検討します。

7. まとめ

街路樹維持管理の目的は、樹木の成長にとって制限された道路環境の中で、健全な生育や維持を図り、景観や自然環境の保全、住民や道路利用者から求められる「うるおい」や「やすらぎ」など、街路樹に期待される様々な機能を発揮させ、道路交通、日常生活との調和を図ることにあります。

そのためには、計画的かつ持続的な維持管理による、安全かつ快適で緑豊かな道路空間の維持が重要となることから、今後も街路樹に期待される機能を温存しつつ、街路樹の総量を削減しながら、市民の方々の満足度を維持できるよう「適正な街路樹維持管理」を進めてまいります。